

第20条 無線局業務日誌

無線局を運用した場合は、備え付けの無線業務日誌に、次の事項を漏れなく記載しなければならない。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 日付、 | ⑥ 通信の内容、 |
| ② 無線従事者の氏名、 | ⑦ 空電混信などの有無、 |
| ③ 無線従事者の資格、 | ⑧ 受信感度、明瞭度の状態、 |
| ④ 通信時間、 | ⑨ 不具合など設備の状態、 |
| ⑤ 通信回数、 | ⑩ 重要な通信を行ったらその内容、 |

第21条 通信の宰領

通信が幅湊または混信したときは、すみやかに優先順位を指示して混乱を未然に防ぎ、他の携帯局はこれに従わなければならない。

第22条 運用の開始、閉局の通報

無線局の運用を開始したときおよび終了するときは、その旨を一方通報し、その無線局の運用状態を明らかにすること。

第23条 窃用の禁止

法律に別段の定めがある場合を除き、他の免許人が行う無線通信を故意に傍受して、その内容を漏らし、または窃用してはならない。

第5章 設備の点検、整備

第24条 機能の維持

無線設備は、常にその機能を維持するため、整備されていなければならない。

第25条 環境保護

無線設備の取り扱い、丁寧・清潔を旨とし、火気、冠水および塵埃から保護されるよう機器の環境について細心の注意を払うこと。

第26条 無線設備の変更

無線設備の内容、形状、設置場所および配置など、保守管理責任者の許可なく変更してはならない。また変更するときは事前に保守管理責任者の許可を得ること。

第27条 無線設備の点検修理

保守管理責任者は、要請を受けたらすみやかに無線設備の機能を確認し、必要に応じ点検修理を行い、その機能を復帰させなければならない。

第28条 運用開始前の点検

無線局運用者は、無線局を運用する前に無線設備の動作を確認すること。

第29条 月次点検

- ① 運用責任者は、毎月1回定めた日に、空中線、空中線ケーブルなどの設備について、その状況を目視により外観点検すること。
- ② 運用責任者は、毎月1回定めた日に無線業務日誌を点検し、日誌の記載漏れや運用の状況を点検して正規な運用がされていることを確認すること。

第30条 年次点検

- ① 運用責任者は、年1回定めた日に無線局に備えられた『関係書類』について点検する。
また無線局運用状況について保守管理責任者から報告を求められたときは、ただちに報告すること。

- ② 『関係書類』年次点検は、保守管理責任者が必要と認めるとき保守管理責任者が代行してこれを行う。
- ③ 保守管理責任者は、必要と認めるとき無線設備の電氣的性能など測定して点検整備を行い、その測定したデータは、整備記録として保存すること。

第31条 無線局検査

保守管理責任者は、管轄の総合通信局より無線検査期日を指定された場合は、運用責任者と協議して、特別の理由が無い限りその期間内に受検すること。

第32条 指摘事項の措置

無線検査の受検結果、総合通信局より改善などの指摘、指導を受けたときは、保守管理責任者は総括責任者に報告し、関係部署と協議してすみやかに対処すること。

第6章 関係書類

第33条 無線局関係書類

無線局に備え付けなければならない『関係書類』は下記のとおりとする。但し、日頃の管理を確実にするため、一部の『関係書類』（※印）は、保守管理責任者が一定の場所で包括して管理する。

無線局に備え付けなければならない書類（※印のない書類を配布する）

- ① 無線局免許状
- ② 無線局免許申請書、事項書、工事設計書などの副本（※）
- ③ 無線局変更申請書、届書および添付書類などの副本（※）
- ④ 電波法令集（2冊1組）（※）
- ⑤ 無線局業務日誌
- ⑥ 使用済みの無線局業務日誌（2年間保存）（※）
- ⑦ 無線従事者選（解）任届の写し（※）
- ⑧ 無線局検査簿（※）

第34条 関係書類の保管場所

無線局免許状、電波法令集および無線局業務日誌は、それぞれの無線局に配置する。

第35条 免許状の掲示

無線局の免許状は、無線設備を設置してある場所の見易い箇所に掲示することし、携帯局は『写し』を携帯する。

第36条 保存期間

使用が終わった無線局業務日誌、無線局検査簿などの関係書類は、2年間保存する。

第7章 付 則

付則－1 この規程は、ドクターヘリ搭載消防無線（携帯局）に適用する。

付則－2 この規程で、消防無線局の形態に沿わない条項は、その趣旨を重んじて解釈し準用する。また、この規程で不明な項目は、協議検討し明確にする。

付則－3 この規程は、平成 年 月 日付をもって発行する。

差 換 表

<u>改訂番号</u>	<u>変更承認</u>				<u>差換日および取扱者印</u>
初期配布	平成	年	月	日付による配布	平成 年 月 日 印
1	平成	年	月	日付による改訂	平成 年 月 日 印
2	平成	年	月	日付による改訂	平成 年 月 日 印
3	平成	年	月	日付による改訂	平成 年 月 日 印
4	平成	年	月	日付による改訂	平成 年 月 日 印
5	平成	年	月	日付による改訂	平成 年 月 日 印
6	平成	年	月	日付による改訂	平成 年 月 日 印
7	平成	年	月	日付による改訂	平成 年 月 日 印
8	平成	年	月	日付による改訂	平成 年 月 日 印
9	平成	年	月	日付による改訂	平成 年 月 日 印
10	平成	年	月	日付による改訂	平成 年 月 日 印

<u>配布番号</u>	<u>登録配布先</u>
00	登録原本 ○○○○○○
01	○○総合通信局、 私設第二課
02	
03	○○県消防・防災課
04	○○県○○市消防本部
05	
06	
07	
08	
09	○○県○○町消防本部
10	
11	
12	
13	
14	○○県○○消防組合
15	
16	
17	

医療業務用無線、ヘリ搭載消防無線設備運用における留意点

(1) ドクター・ヘリの運用形態と無線運用

ヘリはその性質上整備期間を要し、またヘリの機体に問題が生じた際には速やかに代替機を用意する必要があるため、ドクター・ヘリの運航には複数の機体が必要である。また、厚生労働省のドクター・ヘリ推進事業においては、機体と運航を外部委託するのが前提となっている。従って、委託をうけた運航会社は複数の機体を複数の実施地域で運用する場合や、複数の会社が複数の機体をもって同一実地地域の業務を担当することがある。

上記の前提に立って、無線機を円滑に運用するためには、いくつかの留意が必要である。

(2) ドクター・ヘリ搭載医療業務用無線機および消防無線機

① 台数

ヘリ本体に不具合等が生じた際、代替機への乗替えを迅速に行い、無線機故障の際の予備とすることによって常時通信体制を維持するため、各2台必要と考えられる。

② 無線機の仕様統一

複数のヘリコプターのいずれの機種が配置されても互換性が有るように、同一仕様・規格の無線機器を搭載することが望ましい。

③ 搭載した無線機を他のドクター・ヘリに載せ替える際の特例措置

無線設備は型式が同一であればどの機体でも運用可能であるが、電波法上では、アンテナも無線機と一緒に載せかえなければならない。一方、外部アンテナは機体本体に取り付けるものであり、簡単に脱着することは物理的及び航空法上から不可能である。従って、機体交換時に迅速な対応が可能となるよう、ドクター・ヘリ搭載の消防無線に使用するアンテナの扱いについて関係省庁で協議いただき、アンテナの脱着をせずに無線機のみを入れ替えて済むような特例を認めていただくことが望ましい。

④ 複数専任届の特例措置

無線局の運用者は、事前に当該電気通信局に対し「選任届」の提出が義務づけられており、選任届は1無線局に対して1従事者である。ドクター・ヘリの委託事業を共同運航契約により行っている場合には、切替え手続の簡略化の特例措置により包括した複数選任にて受理を頂けることが望ましい。